

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十四ノ四) -民事局参事官室試案(修正後)
第十三(財産目録の削除・廃止)を中心に-

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2017-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/19118 |

【資料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会（十四ノ四）

—— 民事局参事官室試案（修正後）第十三（財
産目録の削除・廃止）を中心に ——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

第一 本日の審議の方針と問題点

第二 審議

一 中間配当と仮決算

二 経団連意見

三 監査役候補者指定権

四 監査役の任期

五 中間配当と配当の見込み

六 中間配当を認めるべき会社の範囲

七 中間配当と監査役の同意（以上本誌88巻4・5合併号）

八 中間配当と留保利益

九 中間配当の基準

十 中間配当と任意準備金

十一 中間配当と決算時の評価基準の緩和

十二 取締役の差額弁済責任（以上本誌89巻1号）

十三 企業業績の大きな変動と中間配当の必要性

十四 手続規制と財源規制

十五 特例法適用大会社の範囲決定の基準

十六 会社分割案等の取扱い（以上本誌89巻2・3合併号）

十七 財産目録の省略・廃止

おわりに（以上本号）

十七 財産目録の省略・廃止（承前）

試案十三の一 財産目録に記載すべき事項を商法三十二条の帳簿に記載したときは、財産目録の作成を要しない。

二 財産目録は、商法二百八十一条の決算書類から削除する。

（一）問題の提起

ついで、第十三の財産目録（商法 33 条）の省略・廃止の問題に移った。

田中委員は、十三の問題が残っていることを指摘した。

「わかりました。あとは十三の問題が残っていると思います。」（同速記録 80 頁）

そこで、鈴木小委員長は、第十二の中間配当の問題については適当に処理することとし、つぎに第十三の財産目録の省略・廃止につき審議することを告げた。

「十二の問題は、それぞれまたお考えいただきまして、どういうふうにいたしますか。これも修正を加えることはできぬといわれるならば、この試案の形でもって部会へ出すほかないし、修正を加える余地があるなら、修正案について、部会の途中においても小委員会なり開いてやっていくか、それは適当に処理させていただくことにいたしまして、十三が全然いままで議論になっておらないわけなので、これも最終的結論に到達しないまでも、ある程度の話し合いをしていただきたいと思います。」（同速記録 80～81 頁）

（二）審議

1 財産目録の廃止・付属明細書の導入意見

このことにつき、大住委員は、財産目録を廃止し、代わりに付属明細書を商法 281 条の書類（計算書類）に含め監査対象とする案を提示した。

「財産目録をここまで追詰められたら、廃止してしまって、二百八十一条の書類の中に計算書類、付属明細書を持ってきたらいいと思います。現に大蔵省の監査

規則の中には、財務諸表付属明細書というものが監査の対象になっている。それと合わせる意味においても、付属明細書は、本質的には動態目録といわれているものですから、財産目録と付属明細書を二つ置く必要はないと思うのです。財産目録を廃止するならば、付属明細書を二百八十一条の書類の中に持っていくという考えでいくべきじゃないかと思います。」（同速記録 81 頁）

この田中委員の意見を受けて、その後様々の観点から、この問題につき議論が展開された。

2 付属明細書導入の場合における商法総則の財産目録の取扱い

鈴木小委員長は、まず、その場合における商法総則（33条）の財産目録の取扱いを質した。

「そういたしますと、総則のほうは財産目録は置いておくわけですか。」（同速記録 81 頁）

これに対し、大住委員は、どっちにしても商法総則の財産目録を整理しなければいけないと答えた。

「ですからそれは整理しなければならない。どっちにしても総則は整理しなければいけないのじゃないですか。」（同速記録 81 頁）

また、矢沢委員は、十三の一は総則改正提案か、総則から財産目録は落ちてしまうのではないかと、帳簿だけ作れば財産目録は要らないということになるのか等と質した。

「十三の一は、総則改正提案ですか。」（同速記録 81 頁）

「総則から財産目録は落ちてしまうのじゃないですか。」（同速記録 81 頁）

「帳簿だけつくれば、財産目録は要らない。」（同速記録 82 頁）

この矢沢委員の質問に対し、鈴木小委員長は、総則はそのままにしておくとした。

「総則はそのままにしておくわけです。」(同速記録 81 頁)

3 総勘定元帳と整然かつ明瞭な記載

しかし、大住委員は、試案によれば財産目録だけ置けば 32 条の帳面でも総勘定元帳だけでいいことになってしまうが、総勘定元帳だけでは財産の内容はわからないから、それでは整然かつ明瞭に記載したことになる、たとえば不動産を買った場合、総勘定元帳には土地とか、建物とか、総括的なものだけしか載らないので、それでもって整然かつ明瞭に記載したということにはならないのではないかと疑義を示して、財産目録は総則から落とさないとおかしいと反論した。

「総則から落とさないとおかしい。二百八十一条では要らないけれども、総則では要するというのではおかしい。」(同速記録 82 頁)

「三十二条の帳簿に記載すべきものなんですよ。財産目録に記載すべき事項は財産目録だけ置けば三十二条の帳面でも総勘定元帳だけでいいことになってしまう。総勘定元帳だけでは財産の内容はわからないから、明瞭につけたってことにならないのじゃないですか。」(同速記録 82 頁)

「たとえば不動産を買って、単に固定財産を会計帳簿につけるだけで整然、明瞭といえるかどうか。固定財産は、総勘定元帳には載らない。土地とか、建物とか、総括的なものだけしか載らないので、それでもって整然かつ明瞭に記載したということがいえるかどうかですね。」(同速記録 83 頁)

「建物を買った場合、建物だけしか総勘定元帳に載らない。それで整然かつ明瞭といえるかどうか。」(同速記録 83 頁)

大住委員の意見を聞いて、田中委員も、財産目録では各個の財産を書いて個別的に数量も書くが、総勘定元帳には書かないのではないかと質した。

「財産目録に書くのは、各個の財産を書いて、個別的に数量も書くわけですね。」

総勘定元帳は、あれには書かないでしょう。」（同速記録八二頁）

これに対し、味村幹事は、総勘定元帳のことを考えているわけではない、商法の規定（昭和49年改正前商法32条〈会計帳簿〉第1項（商人は帳簿を備え之に日日の取引その他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を整然かつ明瞭に記載することを要す。）を見ると、日日の取引を記帳しろと書いてあるだけで、固定資産台帳、売掛金台帳、棚卸表というようなものを書けということは一言も書いてない、そこで固定資産台帳、売掛金台帳、棚卸表というような補助帳簿を備えて会計帳簿を備えているところは、わざわざ財産目録は作らなくても結構だという考え方だと答えた。

「総勘定元帳のことを考えているわけではございません。固定資産台帳とか、棚卸資産台帳とか、売掛金台帳とか、いろいろ補助帳簿があるわけです。企業会計審議会で、一体ああいうのは会計帳簿になるのですかとお聞きしたんですが、なるという返事だったように思います。会計学者は、そういうものは会計帳簿に書くんだ。棚卸表も固定資産も入っているから、わざわざ財産目録をつくらぬでもいいじゃないかとおっしゃるわけです。ところが商法の規定を見ますと、日日の取引を記帳しろと書いてあるだけで、そういうものを書けということが一言も書いてない。商法だけを見ますと、固定資産台帳とか、棚卸表というものは、商業帳簿には当たらぬという解釈もできるわけでございますので、事実そういう記帳もあり得るのではないか。そこでそういう棚卸表とかなんとかを備えている会計帳簿を備えているところは、わざわざ財産目録はつくらなくてもけっこうですという考え方なんです。」（同速記録82～83頁）

とともに、味村幹事は、逆に総勘定元帳を備えていれば財産目録が省略できるということではない、各個の財産の明細（期末の残高）がちゃんと載っているものが会計帳簿の一部としてある会社だけについては、財産目録の作成を要しないとの趣旨だと述べた。

「私が申し上げているのは、総勘定元帳を備えておれば財産目録が省略できるということは、表現はともかくといたしまして、これが意図しているところではない

わけでございます。各個の財産の明細が期末の残高でございますが、ちゃんと載っているものが会計帳簿の一部としてあれば・・・。」(同速記録 83 頁)

このような味村幹事の条件付き財産目録省略論に対し、財産目録廃止の立場を取る大住委員は、期末残高は、あればという仮定ではなく、あるべきものではないかと付言した。

「あればという仮定がおかしいので、あるべきものじゃないですか。」(同速記録 83 頁)

しかし、味村幹事は、期末残高はあるべきものかもしれないが、商法 32 条は日々の取引を書けと言っているだけで、期末残高を書けということは同条の解釈からは出て来ない、期末の残高は、商法 32 条の帳簿を見たって、一覧表としては全然わからない、32 条は単式簿記だって差しつかえないのであり、したがって何月何日何々を買うということといいと、商法 32 条の解釈という観点から反論した。

「あるべきものかもしれませんが、商法の三十二条の解釈からは出てまいらない。」(同速記録 83 頁)

「非常に原始的な形態を考えますと、日記帳でございますから、何月何日何々を買った何々を売ったということは全部載っているわけです。しかし、期末の残高というのは、商法三十二条の帳簿を見たって、一覧表としては全然わからないわけでございます。」(同速記録 83～84 頁)

「それは商法三十二条の解釈の問題でございますが、日日の取引を書けとなっているわけでございます。」(同速記録 84 頁)

「私はそうは思わないので、三十二条は単式簿記だって差しつかえないだろうと思うのです。ですから何月何日何々を買う、これでいいわけですね。」(同速記録 84 頁)

これに対し、さらに大住委員は、売掛金を例に挙げ、たとえば売掛金でも、売掛金幾らと書いていただけでは、どこの債務者かわからないのであり、その内訳がなけれ

ば、整然かつ明瞭に記載したということはいえないと繰り返し、有るべき帳簿という観点から、その内訳を書くことを求めた。

「たとえば売掛金でも、売掛金いくらと書いてただけでは、どこの債務者かわからない。その内訳がなければ、整然かつ明瞭に記載したということはいえない。」（同速記録 84 頁）

そしてさらに、大住委員は、売掛金が百も二百もあるのに、内訳表は要らないということでは、整然かつ明瞭とはいえないと再反論した。

「売掛金ができたら、売掛金と書いてただけでは整然かつ明瞭といえない。どこに幾らの売掛金がある。それは当然帳簿に載るべきもので、単にそれを日記帳に書いてただけでは、整然かつ明瞭じゃないんです。だれに幾ら債権があるということがわからなければ、整然かつ明瞭に記載をしるということはいえないんですよ。」（同速記録 84 頁）

「売掛金の一つしかなければ、その内訳表は要らない。百も二百もあるのに、内訳表は要らないということでは、整然かつ明瞭とはいえない。単式簿記で間に合うなら間に合って、整然かつ明瞭でいい。」（同速記録 84 頁）

しかし、味村幹事は、商業帳簿では、それでも動いている状態を書いておけばよいのであり、最後の断面は、商業帳簿の問題ではなく財産目録なり貸借対照表の問題だと思っているとした。

「整然かつ明瞭に書かなければならぬことは、日日の取引その他財産に影響を及ぼすべき一切のございますから、動いている状態を書いておけばよろしい。最後の断面は、商業帳簿の問題でなしに財産目録なり貸借対照表の問題だと思っているわけです。」（同速記録 84～85 頁）

この味村幹事の説明についても、大住委員は、そういう解釈をするのなら、これもついでに直したらいいとする。とともに、大体財産を拾って財産目録ができるの

だという時代遅れのことを考えていたのではついていけないと味村幹事の財産法的な考え方を批判した。

「そういうふうな解釈をするんだったら、これもついでに直したらいい。大体、財産を拾って財産目録ができるのだという時代おくれのことを考えていたんじゃないかっていけませんよ。」(同速記録 85 頁)

それでも、味村幹事は、会計学者の中にも、大きな会社はともかく、小さな会社とか、個人商人なんかの場合には、帳簿の記録が単式簿記でできている場合があり、財産目録をつくるほうがベターな場合もあるということをいう者もあるとし、財産目録の全面的な廃止には消極的姿勢を見せた。

「会計学者の中にも、大きな会社はともかくとして、小さな会社とか、個人商人なんかの場合には、やっぱり帳簿の記録が単式簿記でできている場合があるから、財産目録をつくるほうがベターな場合もあるということをおっしゃる方もございまして、ここでは・・・。」(同速記録 85 頁)

しかし、これに対しても、大住委員は、帳簿の記録は企業の規模によって違うのだから、小さな会社は単式簿記でもわかればいい、反面大きな企業では単に総勘定元帳さえあれば明瞭ということは言えないのではないかと反論した。

「小さな企業とか、小さな会社は単式簿記でもわかればいい。大きな企業で、単に総勘定元帳さえあれば明瞭ということはいえないでしょう。企業の規模によって違うんですから・・・。」(同速記録 85 頁)

これに対し、味村幹事は、総勘定元帳があれば明瞭だとはっていないと先の主張を繰り返した。

「私は総勘定元帳があれば明瞭だと申し上げていないので・・・。」(同速記録 85 頁)

しかし、大住委員は、そういうふうに受け取れるとした上、そうすると財産目録に記載すべき事項は、32条の商業帳簿には記載しなくてもいいということなのかと質した

「だってそういうふうにとれる。『財産目録に記載すべき事項を商法三十二条の帳簿に記載したときは、財産目録の作成を要しない。』そうすると財産目録に記載すべき事項は、三十二条の帳簿には記載しなくてもいいということなんですか。」（同速記録 85 頁）

そして、これにつき味村幹事が「そうです。」（同速記録 85 頁）と答えたことに對し、大住委員は、それがおかしい、それは会計帳簿の機能をまるきり無視した考え方だと批判した。

「それがおかしいというんです。それは会計帳簿の機能をまるきり無視した考え方だというんです。」（同速記録 86 頁）

これに對し、味村幹事は、34条の財産目録に記載すべき事項は、商法 34 条（昭和 49 年改正前商法 34 条第 1 項「財産目録ニ不動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス。其ノ価額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ。」、第 2 項「營業用ノ固定財産ニ付イテハ前項ノ規定ニ拘ラズ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ附スルコトヲ得」）の積もりだと釈明した。

「三十四条の財産目録に記載すべき事項というのは、商法の三十四条のつもりでございます。」（同速記録 86 頁）

これを聞いて、大住委員は、財産目録に記載すべき事項を記載したら、商法 32 条は記載しなくてもいい。つまり総勘定元帳だけでもいい、こういうことになってしまうのであり、その考え方はおかしいと重ねて批判した。

「反対に読めば、財産目録に記載すべき事項を記載したら、商法三十二条は記載

しなくてもいい。つまり総勘定元帳だけでもいい、こういうことになってしまうので、その考え方はおかしいというのです。」(同速記録 86 頁)

しかし、味村幹事は、それが商法 32 条の解釈から当然出てくることだと反論した。

「それは商法三十二条の解釈から当然出てまいると思います。」(同速記録 86 頁)

以上のような大住委員と味村幹事のやり取りを聞いて、鈴木小委員長は、丁度出席してきた黒沢委員に対し、十三の二の付属明細書は問題ないが、一の財産目録の方が問題となっている旨を告げて、意見を促した。

「黒沢委員、ちょうどいいところへおいでになったのですが、十三の財産目録はとってしまうという話があったのですが、それをとってしまったら、どうやったらいいのかという問題で、二は、これは問題ない。一のほうが問題なんです。」(同速記録 86 頁)

黒沢委員が答える前に、大住委員は、二の付属明細書も問題にしているとし、281 条の決算書類から財産目録を削除し、付属明細書を入れて貰いたいと、先の要望を繰り返した。

「いや、二も問題にしているんですよ。ただ財産目録を二百八十一条の決算書類から削除しただけでいいのか、だから削除して付属明細書をこの中に入れてもらいたい。」(同速記録 86 頁)

ついで、黒沢委員は、論理的には十三の二の付属明細書には理解を示したが、十三の一の財産目録については、何か表現が変わらないと論理的に一寸おかしいと、財産目録の存置には反対しないが、その場合の規定の表現につき疑念を表し、その再検討を要望した。

「論理的には十三の二はよくわかるのですが、十三の一は、ロジカルに見てもおかしいと思うのです。何か表現方法が別にあるべきで、財産目録に記載すべき事項を商法三十二条の帳簿に記載した場合はというその観念を在高を記載した場合とか、何か表現が変わらないと論理的にちょっとおかしい感じがしますね。お考えになっている内容はわかるんですがね。」（同速記録 86 頁）

そこで、味村幹事は、要するに在高、個々の財産の量と価格、それを規制しておけば、財産目録は作らなくてよいというのが十三の一の趣旨であるとするとも、34 条を引っぱってきて書くとごちゃごちゃするので、表現としては簡略化したということで、中身は黒沢委員の言うように書いたつもりだと主張した。

「表現はともかくといたしまして、要するに在高、個々の財産の量と価格、それを規制しておけば、財産目録はつくらなくてよろしい。そういう趣旨でございます。（同速記録 87 頁）

「在高という表現を商法で使っておりませんし、三十四条を引っぱってきて書くとごちゃごちゃいたしますので、表現として簡略化したということで、中身は黒沢委員のおっしゃるように書いたつもりでございます。」（同速記録 87 頁）

黒沢委員もその趣旨は了解した。

「その趣旨はよくわかるのです。」（同速記録 87 頁）

しかし、大住委員は、やはりこれに納得せず、ここまでしどろもどろになるのなら、財産目録を廃止して、付属明細書を入れよと三度要求した。

「ぼくはここまでしどろもどろになるなら、廃止して、付属明細書を入れなさい。大体そういう傾向なものですから、それに無理にさからわなくてもいいんじゃないですか。」（同速記録 87 頁）

これに対し矢沢委員は、二の付属明細書を入れる事には賛成したものの、財産目

録を残すことは否定しない。しかし、総則に入れるならもう少し簡略化したほうがよいと、黒沢委員同様、財産目録に関する表現につきその簡略化を要望した。

「どうせ総則で入れるなら、もう少し簡略化したほうがいい。二の付属明細書は賛成です。総則はこの前やるべきことを怠っていたわけですから、この際一様に・・・。」(同速記録 87 頁)

この矢沢委員の意見に対しても、大住委員は、付属明細書は監査の対象に入っていることを指摘した。

「付属明細書は監査の対象に入っているんですよ。」(同速記録 87 頁)

4 この問題についての今後の審議の進め方

ここで、鈴木小委員長は、今年の国会に提出するなら簡単にやろうということになるし、1年あるならもう少し本腰を入れてやろうということになると、今後の審議の進め方に付き意見を求めた。

「問題は、ことしの国会へ出すというなら、簡単にやっってくださいということになるし、一年あるというなら、もう少し本腰を入れてやりましょうということになるじゃないですか。」(同速記録 87 頁)

これに対し、味村幹事は、この問題は、監査報告書の記載事項から由来したのであり、その最小限度ということだと、簡単にやってもらいたいとの意向を示した。

「この問題は、監査報告書の記載事項からきたわけで、その最小限度ということでございます。」(同速記録 87 頁)

しかし、矢沢委員は、ここまで手を付ければ、もう一回考え直した方がいいと、再考を促した。

「しかし、ここまで手をつければ、もう一回考え直したほうが良いと思います。」
（同速記録 88 頁）

そこで、鈴木小委員長は、大住委員に、決算書類付属明細書は商法 293 条のものではわからないのかと尋ねた。

「大住委員に伺いたいのは、計算書類付属明細書というのは、いまの商法二百九十三条のものではわからぬですね。」（同速記録 88 頁）

これに対し、大住委員は、占領軍に押しつけられて訳のわからないものを拵えたので、この機会に整理したほうが良いと、先の財産目録廃止論をここでも主張した。

「占領軍に押しつけられてわけのわからぬものをこしらえたので、この機会に整理したほうが良い。」（同速記録 88 頁）

しかし、鈴木小委員長は、そこまでいくのならいいけれども、これをそのまま持ってきたのでは解決にならないと指摘した。

「そこまでいくのならいいけれども、ただこれをそのまま持ってきたのでは解決にはならぬのです。」（同速記録 88 頁）

5 財産目録と付属明細書の異同

そこで、大住委員は、付属明細書の定義というものはあるのだから、その定義に適うような規定を設けたらいいと提案した。

「ほんとうの付属明細書の定義というものはあるんだから、その定義にかなうような規定を設けたらいいんですよ。」（同速記録 88 頁）

しかし、鈴木小委員長は、財産目録と付属明細書とは一寸目的が違うと指摘した。

「これはしかし目的がちょっと違うような感じがするんです。」(同速記録 88 頁)

そして、大住委員も目的が違うことは認めた。

「目的が違うんです。」(同速記録 88 頁)

6 財産目録廃止の可否

そこで、鈴木小委員長は、改めて財産目録を取ってしまって良いかと聞いた。

「取ってしまっていいですか。」(同速記録 88 頁)

これに対し、大住委員は、財産目録は押しつけられたのだから、この際取ってしまえと、その削除をここでも要望した。

「取ってしまう。」(同速記録 88 頁)

「それは押しつけられたのだから、この際取ってしまって・・・。」(同速記録 88 頁)

しかし、鈴木小委員長は、財産目録は一種の代表訴訟の材料を提供するようなものということから、将来必要とならないかと、その削除に懸念を示した。

「一種の代表訴訟のような材料を提供するような気持ちがある。」(同速記録 88 頁)

「将来要らないですか。」(同速記録 89 頁)

これに対し、大住委員は、財産目録と付属明細書とは実質的には同じものだから、付属明細書があればいいとした。

「付属明細書があればいい。このとおりでなくてもいいんですよ。」(同速記録 89 頁)

「実質は同じものです。」（同速記録 89 頁）

黒沢委員も、それには賛成した。

「それは私も賛成です。」（同速記録 89 頁）

また矢沢委員も、実質的に同じような付属明細書を入れると、監査の対象が同じようになるから、監査期間を長くすれば可能であると、付属明細書を入れる事に賛成の意向を示した。

「実質的には同じようなものを入れる。」（同速記録 89 頁）

「そうすると証券取引所との調整がやりやすくなります。監査の対象が同じようになりますから、別にまた監査期間を長くすればできるわけです。」（同速記録 89 頁）

しかし、味村幹事は、作成期間が短いのでどうかと、付属明細書を入れることに疑念を示した。

「監査期間が長くなりましたけれども、作成期間が短うございますので、はたして・・・。」（同速記録 89 頁）

しかし、大住委員は、4 ヶ月という期間には理由がないとする。

「四ヶ月というのは理由がない。そんなものはできない、できないといってがんばったので、四ヶ月ならできるだろうといったので、これ幸いと四ヶ月にしたので、別に根拠も何もないんですよ。」（同速記録 89 頁）

そこで、鈴木小委員長は、監査期間を長くしておいて、作成期間をこれだけ一週間ずらすという方法はできないかと解決案を提示した。

「監査期間を長くしておいて、作成期間をこれだけ一週間ずらすという方法ではできないか。損益計算書は三週間か四週間でつくって、明細書は一週間おくれて渡してもいい。」(同速記録 89 頁)

これに対し、大住委員は、大蔵省は3ヵ月以内に出すことになっているが、明細書は入っており、監査期間の対象になっているのであり、鈴木小委員長の場合のように出来なくはないと、その可能性を認めた。

「できなくはない。大蔵省は三ヵ月以内に出すことになっていますが、明細書は入っています。監査期間の対象になっている。」(同速記録 90 頁)

このことにつき、矢沢委員も。財務諸表を作る過程でできていると、その可能性を肯定した。

「財務諸表をつくる過程でできているのです。」(同速記録 90 頁)

また、草島幹事も、現在の明細書であれば、作成にはさほど手間はかからないと、その可能性を否定しない。

「有価証券報告書の付属明細書で財産目録あるいは付属明細書に代用できるかという問題は残るかと思います。現在の明細書であれば、作成にはさほど手間はかからない。」(同速記録 90 頁)

しかし、大住委員は、有価証券報告書の付属明細書は、実質は明細書ではないから、もう少し詳しいものを作るべきだと付言した。

「あれは名前は明細書とっているけれども、実質は明細書じゃないですね。だからもう少し詳しいものをこしらえなければいかぬ。

黒沢委員のおっしゃるように、全部についてつくらなくていい。主たる財産についてつくればいいんですから、主たる財産が百分の一になるか、十分の一になる

か、基準をきめればいいわけですよ。十三の第一、これを外に発表するのは、恥さらしのような気がする。」（同速記録 90 頁）

また、矢沢委員は、昭和 41 年の法人税法改正以降税法上も財産目録を要求していないのだから、商法総則でも実態に即して洗い直す必要があると、総則における財産目録見直しの方向を示した。

「これは昭和四一年の法人税法改正で、あれの前までは税法上も財産目録も施行規則で要求していたけれども、あの段階で落としてしまいますから、税法上からも実際に要求していない。税法上はすべての企業に法人税、所得税もそうですが、損益計算書、貸借対照表を要求していますから、総則をもう少し実態に即して洗い直す必要がある。おまけに総則は財産目録の評価規定になっているでしょう。」（同速記録 90 頁）

ここで、大住委員は、試案では、財産目録は監査役の監査に出さなくても良いが、総則で作成が義務付けられることになるのではないかと、改めて質した。

「財産目録は監査役に出さなくてもいいけれども、総則によってつくらなければならぬことになるんでしょう。これだけだと。」（同速記録 91 頁）

味村幹事は、これを肯定し、財産目録は会計帳簿と同じように計算書類の資料となるとする。

「そうです。だからこれは会計帳簿と同じように決算書類の資料になるわけでございます、財産目録をつくりますと。」（同速記録 91 頁）

これを聞いて、大住委員は、大体内訳明細というものは、会計帳簿に載るんだというのが常識であり、ついでに財産目録も直すべきだと主張した。

「公認会計士協会の意見もそうです。財産目録に載っている事項は、会計帳簿に

載っているから、わざわざつくる必要はないという意見だったんです。大体内訳明細というものは、会計帳簿に載るんだというのが常識じゃないですか。」(同速記録 91 頁)

「ついでに直さなければならない。」(同速記録 91 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、そういうふうを考えていくと、32 条自身を変えなければならないが、その変え方が難しいと、立法技術的困難さを指摘した。

「そういうように考えていくと、三十二条自身を変えていなければならない。」(同速記録 91 頁)

「それはどうやって直すか、なかなかむずかしい。三十二条自身のあの書き方、わけのわからない妙な規定がたくさんありますが、あんなもの置いていいのかわかるか・・・。」(同速記録 91 頁)

しかし、大住委員と黒沢委員は、ドイツ商法やイギリス会社法などにお手本があると反論した。

大住委員「ドイツ商法に従っていいんじゃないですか。正規の簿記の原則に従ってしめるとか・・・。」(同速記録 91 頁)

黒沢委員「イギリス会社法も記載内容を列挙してあります。」(同速記録 91 頁)

大住委員「お手本はあると思うんですよ。」(同速記録 91 頁)

しかし、鈴木小委員長は、十三を最小限の改正に止めようというときにどうなるかという問題と根本的に直せという問題とは違うと指摘した。

「だから十三というものは、最小限度の改正でとめていこうというときがどうなりますかという問題と、根本的に直せという問題で違うんですよ。」(同速記録 92 頁)

そこで、大住委員は、財産目録を廃止しないなら前のほうがよいと、改正自体を否定した。

「ここを直すくらいならば、前のおりがいい。会計帳簿と貸借対照表を合わせるのだから、財産目録をでたらめに書いていいということにはならない。あとでどっちが正しいかとトレースする場合に、帳簿なんというのはなかなか引き出すことができないのだから、やはり財産目録と貸借対照表と合っているということが最小限度必要なですから、帳面に合っていたって、財産目録と合わない場合もあり得ることなんです。粉飾決算をやろうと思えば、財産目録には都合のいい債務者を書いている。帳面とは違うわけのわからない債務者がいるけれども、これを一つ三菱商事に直しておこうということも考えられる。あとで帳面には三菱商事でなく、四菱か五菱が書いてあるといっても、トレースできないんですよ。廃止しないなら、前のほうがいいですよ。」（同速記録 92 頁）

しかし、商法部会の部会長でもある鈴木小委員長は、今国会に出せと言われても、会計学者の意見集約ができるのかと、時間との関係を懸念した。

「どうも時間と相当関係している気がしてならないんですよ。かりに今度の国会で出せといわれたら、意見を聞いたらいいいといわれても、そこまで会計学者の意見も集約的にできるのかわからぬ。」（同速記録 92 頁）

また味村幹事は、公式に表明された会計学者の意見では、財産目録の内容である期末の資産及び負債の実際の高が記載されている会計帳簿が整備されていれば、財産目録を作らなくても良いとされている、しかし、商法 32 条の解釈で会計帳簿に期末の資産及び負債の実際の高を記載するのが商法の要請だということができるかが問題だとした。

「要するに会計学者の御意見は、企業会計審議会の答申にあるように、会計帳簿には期末の資産及び負債の実際の高が記載されているのであるから、商法に載っている財産目録の内容は、実質的に包含されている。だから会計帳簿が整備されて

いれば、財産目録をつくらなくていいという御意見、これが公式に表明されているわけですから、あとは商法三十二条の解釈で、会計帳簿に在高を記載するのが、商法の要請なのかどうかということについて解釈を詰めていけば、そこでどうすれば会計学者の御議論にこたえられるかということがおのずから出てくるわけでございます。商法三十二条を改正して、必ず期末の資産及び負債の実際在高を記載しろということになると、個人商人も会社も同じことになるわけですから、はたして妥当かどうかという問題は、別に検討しなければならないということになるかと思えます。」(同速記録 92～93 頁)

これに対し、大住委員は、それは当然会計帳簿には載せるべきものであり、載らないというのだったら改正しなければならないとした。

「改正しなければ困るというから改正しなさいというので、改正しなくても当然会計帳簿には載るべきものだ。載らないというのだったら、改正しなければならない。載らずにおいて整然かつ明瞭につけたとはいえないでしょう。売掛金がこれだけある。どこに幾らあるか。それはわからない。一々実査しなければわからないというのだったら、会計帳簿を整然かつ明瞭につけたということがいえますか。」(同速記録 93 頁)

そこで、味村幹事は、自分が言っているのは、日々の売った買ったさえ整然かつ明瞭に書きさえすれば良いということであるととした。

「私の申し上げているのは、日日の売った、買ったを書けと書いているのですから、売った、買ったさえ整然かつ明瞭に書きさえすれば・・・。」(同速記録 93 頁)

しかし、大住委員は、あとでわからないような書き方では、整然かつ明瞭とはいえないと不満を示した。

「あとでわからないような書き方では、整然かつ明瞭じゃない。」(同速記録 93 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、だから32条の書き方が悪いということなんだと、その改正の必要を訴えた。

「だから三十二条の書き方が悪いということなんですよ。だから会計帳簿じゃない。」（同速記録93頁）

そこで、大住委員は、悪いというなら直さなければならないと、重ねて改正の必要性を訴えた。

「あれでいいんだけど、悪いというなら、直さなければいけない、こういうのです。」（同速記録94頁）

しかし、味村幹事は、会計学のほうでは複式簿記を前提としているのに、商法では単式簿記でも良いようになっている、そこが問題ではないかとする。

「結局問題は、会計学のほうでは複式というか、それを前提として・・・。」（同速記録94頁）

「いえ、それを前提としていらっしゃるのに、商法では単式簿記でもいいようになっている。そこのところが・・・。」（同速記録94頁）

これに対し、大住委員は、取引先が一つならば、内訳帳は必要ないとする。

「単式簿記でもいい。取引先が一つならば、内訳帳は要らないんですよ。」（同速記録94頁）

「親会社だけに売るので、取引先が一つしかない。債権が一つ、負債一つ、内訳帳はいらない。」（同速記録94頁）

この大住委員の意見につき、鈴木小委員長は、2つになったら分けなければならないのかと質した。

「二つになったら分けなければならない。」(同速記録 94 頁)

これに対し、大住委員は、それはそうだろうと肯定した。

「それはそうでしょう。個人商人だってどこに貸しがあるのかわからないようでは整然かつ明瞭につけたとはいえない。必ず大福帳があって、債務者別の内訳があるんです。商品だって、商品一本で何があるのかわからない。それで整然かつ明瞭につけたということがいえるんですか。」(同速記録 94 頁)

しかし、鈴木小委員長は、幾ら分けて書いても、またその期における初めから終わりまでの変動が整然と書かれていたところで期末の残高は出てこないのであり、しょうがないとする。

「ただ問題は、そうなってきまして、期末の残高は出てこないですね。幾ら分けて書いたところで・・・。」(同速記録 94 頁)

「だけどその期における初めから終わりまでの変動が書かれて、整然とあれが書かれていたところでしょうがないでしょう。」(同速記録 94～95 頁)

これに対し、大住委員は、買ったものと売ったものをつけたというだけで、幾ら残高があるかということがわからなければ、整然かつ明瞭につけたということにならないし、それでは収支簿をつけたということにならないと、期末残高の記載が必須とした。

「幾らあるかということがわからなければ、整然かつ明瞭につけたということにならない。」(同速記録 94 頁)

「幾ら残高があるということがわからなければ、整然かつ明瞭とはいえないでしょう。小づかい帳を整然かつ明瞭につけるといったって、何を幾ら買った幾らあるということがわからなければ小づかい帳をつけた意味がないじゃないですか。ただ買ったものと売ったものを明瞭につけました。それでは収支簿をつけたということにならないのじゃないですか。」(同速記録 95 頁)

ここで、田中委員は、会計学者の黒沢委員に、固定資産台帳をつくれば、個々の固定資産の個別的な数量、規模、個別的評価等が出るかもしれないが、固定資産台帳は、そもそも会計帳簿として必ず要求されるものか、仕訳帳は総勘定元帳という主要なものをつくっておけば、それでいいのか、あるいは同時に固定資産台帳とか棚卸資産表とか、そういう個別的な財産の内訳表をつけないとだめなのかと質した。

「黒沢委員に伺いたいのですが、いまの問題は、総勘定元帳に在高が出てくる。それは包括的な資産と負債で、価値だけですね。財産目録という、個々の資産を個別的に考えて、数量幾ら、何平方メートルとか、それに個別的に評価するというわけなんです、それが固定資産台帳というものをつくれば、それが出るかもしれませんが、固定資産台帳というものは、会計帳簿として必ず要求されるものですか。補助帳簿であり得るでしょうが、いま仕訳帳は総勘定元帳という主要なものをつくっておけば、それでいいのか。あるいは同時に固定資産台帳とか、棚卸資産表とか、そういう個別的な財産の内訳表をつけないとだめなんじゃないかな。」（同速記録 95 頁）

この田中委員の質問には直接答えず、黒沢委員は、数量記録は補助簿でやっていると応答した。

「会計帳簿の概念としては、単式簿記の場合でも、主要簿と補助簿とあるので、補助簿は数量記録を持っているわけです。ですから主要簿は金額だけ記録されて、補助簿は数量と金額の両方から成り立っているわけです。金銭系統のものは、数量と貨幣価値額が一致していますから、つまり現金、預金、債権債務等は、数量記録と価値記録が同一物なんです。結局、数量記録と価値記録が分かれるのは、商品とか、物品、いわゆる財産、土地、建物等なんです。そういうものについての数量記録というのは、やはり補助簿をつくって一たんはしているわけです。

ただ問題は、基準日の在高というものは、帳簿記録が常に歴史的記録であるために、年度末になると、数量に欠損とか、増減が生じる。それで評価問題が起こるわけです。だから評価する直前の状態における数量記録が一体をなしていると思います。」（同速記録 95～96 頁）

そこで、田中委員は、会計帳簿では補助簿を作らなければいけないということか、そうすると商法 32 条の書き方はおかしくなるかもしれないし、34 条の規定は要らないということになるのか、ただ評価の問題で違うことがあるということかと質した。

「会計帳簿では補助簿をつくらなければいかぬということですか。そうすると三十二条の書き方はおかしくなるかもしれない。商法の規定では、三十二条以下に財産目録を、特に三十四条でこういうふうを書くという意味はなくなるということになる。三十二条で出ているなら、三十四条の規定は要らない。評価の問題で違うことがあるということかな。」(同速記録 96 頁)

この田中委員の質問を受けて、黒沢委員は、結局残るのは評価の問題だとした。

「結局残るのは評価の問題、財産目録の規定は、評価の規定として商法も明記しているわけです。」(同速記録 96 頁)

そこで矢沢委員は、問題は、帳簿の中にいま要求していることを入るようにはどうやって表現するかということであり、貸借対照表の評価ににしてもいいとする。

「貸借対照表の評価にしてもいい。問題は、帳簿の中にいま要求していることを入るようにならうって表現するか。」(同速記録 96 頁)

田中委員も、現実が黒沢委員や大住委員の言うようなことであれば、第 1 項の書き方はおかしいということになるかもしれないと、黒沢委員や大住委員の主張に賛同した。

「三十二条をはっきり改めれば、財産目録は要らぬ。しかし、かなり多数の法律家は、味村幹事のように考えていたんじゃないかな、価値は出るけれども、個別的な数量は出ないというような意味で、財産目録を別につくらせる必要がある。片っ

方は動態帳簿を主とし、片っ方は静態帳簿だというようなことで議論していたんじゃないですかね。だから法律家のオーソドックスな立場で書かれているんだろうが、現実が黒沢委員や大住委員のいわれたようなことであれば、第一項の書き方はおかしいということになるかもしれないな。」（同速記録 97 頁）

これを聞いて、矢沢委員は、正規の簿記の原則の解釈がはっきりしないなら、はっきりする方が本質であり、こういうことを書かなくちゃいけないといった方が良いとした。

「整然かつ明瞭が正規の簿記の原則で、その正規の簿記の原則が黒沢委員のいわれたようなことなら、それでいくわけです。その解釈がはっきりしないなら、はっきりするようにすれば、そのほうが本質でしょうね。こういう場合には要らないということではなくて、こういうことを書かなくちゃいかぬといったほうが・・・。」（同速記録 97 頁）

そして、田中委員は、そうならこの書き方はおかしいということになるとした。

「そうならこの書き方はおかしいということになるので・・・。」（同速記録 97 頁）

しかし、味村幹事は、そこまで書ければ、非常にすっきりするが、個人商人のことまで考えると、そこまで踏み切れないと、立法者としての悩みを述べた。

「そこまで書ければ、非常にすっきりするわけですが、私ども個人商人のことまで考えると、そこまで踏み切れない感じもしたわけです。」（同速記録 97 頁）

しかし、矢沢委員は、個人商人でも 1 項に当たるようなことはやるべきであり、一は財産目録の作成を免除する方向を考えるべきであるとする。

「個人商人でも一項にあたるようなことはやらなくちゃいかぬのじゃないですか。一定の時期には締めるわけですから、貸借対照表に出ているんですからね。そ

れで前提としたって、どうしたってやらざるを得ない。結論としては、一は財産目録の作成を免除する。どのような場合に免除するか、もう一回考えるといわんとしていれば、方向としては考えられる。」(同速記録 97～98 頁)

鈴木小委員長も、一と二で合わない、財産目録記載事項を会計帳簿に記載していないときでも、財産目録を出さないでいいというのはおかしいということになるとする。

「一と二で合わないことは、合わないんだね。ある会社がいわゆる財産目録に記載すべき事項を商法三十二条の帳簿に記載していないときでも、財産目録は出さないでいいというというのはおかしいということになる。」(同速記録 98 頁)

これに対し、味村幹事は、財産目録記載事項を記載しているときは会計帳簿が監査の資料になるが、財産目録を作っていれば財産目録が調査の資料となると反論した。

「記載しているときは会計帳簿が監査の資料になるわけですから、それと同じ意味で財産目録をつくっていれば、財産目録が調査の資料になる。」(同速記録 98 頁)

しかし、大住委員は、財産目録を作れば 32 条の内訳に記載しなくてもいいという味村幹事の考え方自体を批判した。

「財産目録をつくれば、三十二条の内訳に記載しなくてもいいという考え方がおかしい。」(同速記録 98 頁)

ここで、鈴木小委員長は、固定資産を昔から買ったもので変わらないものは、全部ついているわけかと訊ねた。

「ずっと固定資産なら固定資産を昔から買ったもので変わらないものは、全部つ

いているわけですか。」（同速記録 98 頁）

これに対し、大住委員は、固定資産の台帳は必ず持っていると応じた。

「ついでますよ。固定資産の台帳は必ず持っていますよ。固定資産の台帳がなければ、財産目録をつくれといたってできやしませんよ。」（同速記録 98 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、帳面を変えたときはどうするのかと質した。

「帳面を変えたときはどうするのですか。」（同速記録 98 頁）

これに対し、大住委員は、毎期変える場合もあるが、固定資産台帳というものは毎期変えない、除籍したものだけを取り、いつも現在高が内訳帳には出ていると説明した。

「たとえば毎期変える場合もありますし、固定資産台帳なんというものは、毎期変えない。つまり除籍したものだけ取ってしまって、いつも現在高が内訳帳には出ているわけです。」（同速記録 98～99 頁）

そして、大住委員は、鈴木小委員長の棒を引いてもいいわけかとの問い掛け（同速記録 99 頁）に答えて、別に帳面を変えなければならぬという規定はないのだから、それでもいいと述べた。

「いいでしょうね。別に帳面を変えなければならぬという規定はない。だからほかのあれでも、繰越々々で使ったってかまわないでしょう。いまルーズリーフ式になっているから、残高を写して、新しくするほうが便利だから、そうしているだけなんです。引き続いて使ったってかまわないでしょう。一ぺん締め切って仮勘定を設けていれば・・・。」（同速記録 99 頁）

しかし、鈴木小委員長は、商法が小さな個人商人にまで、内訳表のようなきちん

としたものを要求するつもりなのかと、疑念を示した。

「確かにそうに違いないけれども、会計学は発達したんだけれども、商法が個人商人のちっぽけなやつに要望しているものが、そんなにきちんとしたものを要求しているというつもりであるのか、ないのか。」(同速記録 99 頁)

これに対し、大住委員は、内訳表が無くても内容がわかればいい、要求しなくてもいいとした。

「要求しなくてもいいんじゃないですか。内容がわかればいいんですよ。内訳帳がなくても、内容がわかる業者はないとは限らないから・・・。」(同速記録 99 頁)

しかし、鈴木小委員長は、どんな商人だって相当いろいろな種類の帳面を持っていなければわからないだろうと反論した。

「どんな商人だって相当いろいろな種類の帳面を持っていなければわからぬわけですね。」(同速記録 99 頁)

これに対し、大住委員は、商品も経理が同じものが一種限りなら、商品内訳帳は要らないと再反論した。

「銀行も一行だけで普通預金しか持っていない。そうしたら預金の内訳帳は要らない。取引先も親会社だけで、ほかは取引しないのだ。だから売掛金勘定は親会社だけだ。未払金も親会社だけというのは、補助簿は要らないでしょう。それでも整然かつ明瞭に記載したことになんですからね。商品も経理が同じものが一種限りなら、商品内訳帳は要らないでしょう。」(同速記録 99～100 頁)

しかし、鈴木小委員長は、すべてがそう簡単なわけではないと反駁した。

「すべてがそういうふうに必要なわけではない。」(同速記録 100 頁)

これに対し、大住委員は、簡単でなければ、整然かつ明瞭に記載するためには、どうしても内訳帳を作らなければならないとした。

「簡単でなければ、どうしても内訳帳をつくらなければ、整然かつ明瞭に記載したことにならないのです。」（同速記録 100 頁）

そこで、鈴木小委員長は、今の書き方は、内訳はなくても、ごちゃごちゃしていても、財産目録をつければいいという考え方ではないのかと確かめた。

「いまの書き方は、内訳はなくても、ごちゃごちゃしていても、財産目録をつければいいという考え方ではないんですか。」（同速記録 100 頁）

これに対し、大住委員は、初めはそうだったかもしれないが、法律の解釈は変わってくるものなのだから、いつまでも 16 世紀あたりの考え方に固執する必要は無いとした。

「初めはそうだったかもしれないけれども、法律の解釈はだんだんに変わってくるものだから、いつまでも十六世紀あたりの考え方を固持しなければならないことはない。」（同速記録 100 頁）

しかし、鈴木小委員長は、決してそういう意味ではない、商人になるにはそこまでやらなければいけないのかどうかという問題はあるが、仮に作らなかったところで大した制裁はないんだから、構わないといえば構わないとした。

「決してそういう意味ないんですが、それにくっついていつている。つまり商人になるにはそこまでやらなければいけぬのかどうかという問題だけで、かりにつくらなかったところで大した制裁はないんだから、かまわないといえばかまわないですよ。」（同速記録 100 頁）

このことにつき、黒沢委員は、数量記録というものが総合性を持たない単式簿記

は、やはり商法の要求を満たしていないというほかないとする。

「現在の中小企業者の不完全簿記というのは、一応単式簿記だとみなすとしても、現在の単式簿記というものの特徴は幾つかあるんですが、つまり複式簿記には、個別記録と総合記録、数量記録と価値記録が完全に照応している。

単式簿記は総合記録が欠けているわけで、数量記録というものは継続性を持っていないけれども、とにかくあるわけです。つまりそれに代用するもの、伝票とか、預金帳とか、購入したときの固定資産についてのいろいろ証拠書類とか、そういうものが帳簿代用的に数量記録としてあるわけで、それがないと商売はできないわけです。数量記録というものが総合性を持たないところに単式簿記の特徴がある。

だから大会社あるいは相当の規模の会社の場合は、価値記録、数量記録、総合記録、個別記録が完全に備わっている。不完全簿記にはそのうちの何が欠けているけれども、必ずそれを総合的に整理するだけの材料がなければ、やはり商法の要求を満たさないといわなければならないのじゃないかと思います。」(同速記録 100～101 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、そうだとすると小商人の範囲を変える必要があるとした。

「そうすればいいですよ。そうだとすると今度小商人の範囲をもう少し変えていかなければ・・・。」(同速記録 101 頁)

また、大住委員も、総勘定元帳さえ持っていればいいというのは、小商人にも当てはまらないとした。

「主要簿を持ってなくて、補助簿を持っているというほうが多いですよ。大福帳とか、商品仕入帳とか、売上帳とか、これは補助簿なんですが、総合的な総勘定元帳は持っていない。総勘定元帳さえ持っていればいいというのは、小商人にも当てはまらない解釈なんです。」(同速記録 101 頁)

しかし、鈴木小委員長は、現在では波及するところを止めておかなければならないとした。

「だから小商人をこのままにして、二千元でとめておいていいのか。これも問題があるような気がする。どうせ商業帳簿二千元ということは、あらゆる商人ということですからね、現在では、波及するところをとめておかないといけない。」（同速記録 101～102 頁）

これを聞いて、大住委員は、財産目録を置いておくなら、修正しない試案のほうがまだ理屈が通っていると指摘した。

「ですから財産目録を総則に置いておくならば、修正しないほうの試案のほうが、まだ理屈が通っている。」（同速記録 102 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、会計帳簿が完全ならば財産目録はいらないという基本的考え方があるのだろうと推測した。

「感じからいうと、やっぱり会計帳簿が不完全であるのなら財産目録はいるし、完全ならば要らない。株式の場合は完全なものを要求しているから要らないのだというふうな基本的な考え方があるんでしょう。」（同速記録 102 頁）

しかし、ここでも味村幹事は、小さな株式会社では財産目録を作る方がベターなんだという会計学者の意見もあり、ここら辺ではどうだろうかという感じがしていると、大住意見に反対した。

「私もあまり実態がよくわからないので、企業会計審議会の審議の途中では、会計学者の中にも小さな株式会社では、財産目録をつくるほうがベターなんだという御意見もありまして、ここら辺ではどうだろうかという感じでは・・・。」（同速記録 102 頁）

それでも、大住委員は、無制限に廃止と言っているのではなく、財産目録を作らない代わりに付属明細書を完備しろとこれまでの主張を繰り返した。

「財産目録をつくらないかわりには、付属明細書を完備しなさいということをいっているのです。無制限に廃止ということはいっているのではないんです。」(同速記録 102 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、企業会計審議会での再度の審議の必要を表明した。

「企業会計審議会でもう一ぺんやってもらう必要があるね。」(同速記録 102 頁)

そこで、大住委員が、企業会計審議会の委員長である黒沢委員に、財産目録が要らないというのは、付属明細書ができたからだというのが一つの理由になっているのかと確認したところ、黒沢委員は、そうだと認めた。

大住委員「黒沢委員の御意見も、財産目録が要らないというのは、付属明細書ができたから要らないという一つの理由になっているんですね。」(同速記録 102 頁)

黒沢委員「そうです。」(同速記録 103 頁)

また、企業会計審議会を主管する大蔵省の草島幹事も、会計帳簿が置かれている場合には財産目録に相当するものは必ず補助簿としてあるから、財産目録は要らないであろうというのが企業会計審議会の論理である、しかし、それ以上に、すべての商人に会計帳簿を備えておくべきであるということまでは言っていない、それを会社全般に及ぼすべきかなどについては格別の意見はないと、企業会計審議会の考え方を明らかにした。

「企業会計審議会では、会計帳簿が置かれている場合には、財産目録に相当するものは必ず補助簿としてあるから、したがって要らないであろうという論理でありまして、すべての商人に会計帳簿を備えておくべきであるということは、そこまで

はっていないわけです。ただ少なくとも公認会計士監査の対象となる会社につきましては、そういう会計帳簿は絶対に備え置かなければいけないという前提があるわけです。ですから会社全般に及ぼすか、株式会社全般に及ぼすか、特例会社、あるいはどっか適当なところで切って及ぼすか、その辺のところは、審議の経過として特にどこまでだという意見を持っているわけではございません。」（同速記録 103 頁）

しかし、この草島幹事の説明についても、大住委員は、帳面にあるから要らないというのはおかしい、もしそうなら貸借対照表に書いてあることも、損益計算書に書いてあることもみんな帳簿に書いてあるのだから、これも作らなくてもいい。企業は単に利益処分案だけつくればいいという議論も成り立つことになるのであり、その前提がおかしいと疑義を示した。

「企業会計審議会でどういう結論を出したか知りませんが、帳面にあるんだから要らないというのはおかしいので、それでは貸借対照表も、損益計算書もつくる必要がない。これだけ利益があつて、これだけ処分する。あとは公認会計士は全部見たんだから、それだけこしらえればいいという議論も成り立つ。みんな帳面にあるから要らないという議論は、ほくは大きなギャップがあると思うのです。」（同速記録 103 頁）

「財産目録に書いてあることは、帳面に書いてあるんだから、別につくらないでいいというなら、貸借対照表に書いてあることも、損益計算書に書いてあることも、みんな帳簿に書いてあるのだから、これもつくらなくていい。企業は単に利益処分案だけつくればいいという議論も成り立つ。だからその前提がおかしいというのです。」（同速記録 103～104 頁）

これに対し、草島幹事は、商法 33 条の財産目録（一筆明細をすべて書いた財産の総目録）と 281 条の財産目録（あるサンマリーを加えた見せるためのもの）とは言葉は同じでも中身は違うものである、そして企業会計審議会で削除しても良いという財産目録は前者であると補足した。

「大住委員のお話ではございますが、企業会計審議会で削除して、なくてもいい

という財産目録は・・・」(同速記録 103 頁)

「商法三十三条のいう財産の総目録なるものは、これは会計帳簿に当然書かれるものであるから要らない。ただ株主に見せたり、そういう意味の、ここでいう一筆明細をすべて書いた財産の総目録なるものではなくて、あるサマリーを加えた見せるためのものは、別途考えるということは当然考えられていいけれども、そのもとになる。一つ一つ書いた補助的なものにあたるようなものをあらためてつくることはないはずだ、こういう論理でございまして、三十三条の財産目録と、二百八十一条の財産目録とは違うのではなからうかということがもともっているわけです。」(同速記録 104 頁)

そこで、大住委員は、さらに草島幹事に、それなら 33 条の財産目録と 281 条の財産目録と 2 つ作るとの意味かと食い下がった。

「三十三条の財産目録と、二百八十一条の財産目録と二つつくるとの意味ですか。」(同速記録 104 頁)

この質問に対し、草島幹事は、両者の違いを強調し、33 条の財産目録を開示することは実際上不可能であり、あり得ないとするとともに、同じ言葉で違った内容が出てくるのはどうかと疑念を示した。

「ことばは同じであるけれども、中身は違うのではないか。つまり会社のすべての財産を一筆ごとに全部書いたものを本店に備え置くこと、あるいはそれを見せるというようなことは、現実としては不可能だということでございますので、そういうことは実際にはあり得ない」(同速記録 104 頁)

「見せるためのものは、付属明細書という形でもかまわないし、またかりに名前をつけるなら、同じことでありますけれども、ただ同じことばで違った内容が出てくるのはどうかという感じがいたします。」(同速記録 105 頁)

この意見を聞いて、大住委員は、実際上できないなら、財産目録は廃止して、主要な財産についてのみ付属明細書を作るというほうが、はっきりするのではないか

先の主張を繰り返した。

「実際上できないなら、むしろ廃止してしまって、付属明細書をつくって、主要な財産についてのみつくるといほうが、はっきりする。」（同速記録 104～105 頁）

「財産目録を廃止してしまって、付属明細書でこれにかえるということが、はっきりするんだと思うんですよ。監査の対象も大蔵省の規則とも合うんですからね。」（同速記録 105 頁）

そこで、鈴木小委員長は、大住委員に付属明細書（表）は特例会社にだけ要求するのかと尋ねた。

「付属明細書だとか、表だとかは、全株式会社に要求しますか。それとも特例会社にだけ・・・」（同速記録 105 頁）

これに対し、大住委員は、全部の会社に適用されるとする。

「いや、全部でしょうね。財産目録にかわるべきものとして要求する。特例会社であってもなくてもつくらなければいけない。現在の付属明細書は特例会社だけではないでしょう。全部の会社に適用されるでしょう。これを二百八十一条のところへ条文を整理して持ってくれば、そんなに大きな作業を必要としないのじゃないですか。」（同速記録 105 頁）

しかし、鈴木小委員長は、公開会社を相手にする証券取引法で要求しているようなものと同じものである必要があるかという問題があると指摘した、

「証券取引法で要求しているようなものと同じものである必要があるかどうかという問題はあるわけですよ。現在あるのは、公開会社を相手にして証取法は書いているわけですから・・・。」（同速記録 105 頁）

これに対し、大住委員は、証券取引法は少し簡単過ぎるし、281 条は詳し過ぎる

ので、その中間あたりをとったら良いとした。

「証取法は少し簡単過ぎるんですね。二百八十一条は少し詳し過ぎるんですよ。ですから中間あたりをとったらいいんじゃないですか。」(同速記録 105 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、もう少し幹事に考えて貰うこととした。

「これはもう少し幹事に考えてもらいましょうか。」(同速記録 106 頁)

7 商法の付属明細書と証取法の付属明細書の調整

これを聞いて、田中委員は、付属明細書を入れるとしても、商法の付属明細書と証取法の付属明細書とでは大分食い違っているので、それをどういうふう調整したらいいかという問題があると、鈴木小委員長と同様の問題提起をした。

「ついでに申しますと、日本の付属明細書にあたるものは、ドイツ法では百六十条の営業報告書の中になりにたくさん書くようになっております。これがはたしていいかどうか。いまの営業報告書は公認会計士の監査対象からはずされるということになれば、それだけは別に付属明細書として書く。私としては、大住委員のいわれるように、株主の目に、総会の議事のあれになるほうがいいんじゃないかと思えます。ただ商法の付属明細書と証取法の付属明細書とだいぶ食い違っておりますから、それをどういうふうにあれしたらいいかという問題がある。」(同速記録 106 頁)

これに関連して、鈴木小委員長は、証券取引法の付属明細書のボリュームを尋ね、それを総会前に送ることは可能かと質した。

「どのくらいのボリュームを持つのですか。」(同速記録 106 頁)

「ページにしてどのくらいのものですか。」(同速記録 106 頁)

「それを総会前に送ることは可能かどうか。」(同速記録 106 頁)

これに対し、草島幹事は、それは資産、負債を大きく括り、それに移動が入って全期末の期首の出入りが入って残高が出ている、こういう形の一連のものが中心になるが、分量は20頁位であり、総会前に送ることも可能であると答えた。

「あれはむしろ動態表という形で資産、負債を大きくくくりまして、それに移動が入って全期末の期首の出入りが入って残高が出ている。こういう形の一連のものが中心になります。したがってまして財産目録というふうな個別明細というものをある範囲で・・・。」（同速記録106頁）

「二〇ページぐらいになりますか。」（同速記録106頁）

「これは可能だと思います。」（同速記録107頁）

しかし、大住委員は、付属明細書も株主に送る必要は無い、最初の案でも財産目録を送ることにはなっていないのではないかと味村幹事に確認し、味村幹事もこれを肯定した。

大住委員「付属明細書も株主に送らなくてもいい。最初の案でも財産目録を送ることになっていないでしょう。」（同速記録107頁）

味村幹事「そうです。」（同速記録107頁）

矢沢委員も、総会に出すことには疑念を示した。

「総会に出すとなりますと、疑問が出てくる。」（同速記録107頁）

これらを聞いて、鈴木小委員長は、他のものを送っているのだから、これも送れと要求されているのかと思ったから聞いたのだが、そうなるとなますます大変なことになると危惧した。

「ほかのものを送っているのだから送れということを要求されているのかと思ったのです。そうなるとなますますたいへんなことになる。」（同速記録107頁）

8 部会開催の要否

ここでまた、話は、審議の進め方、とくに部会開催の要否に及んだ。

田中委員は、この次は部会を開くのかと鈴木小委員長に質した。

「そうするとこの次は部会をお開きになりますか。」(同速記録 107 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、ともかく部会をやろうという意向を示した。

「部会をともかくやりましょう。」(同速記録 107 頁)

しかし、原委員は、小委員会の結論がついていないので、それは中間報告かと念を押した。

「中間報告ですね。」(同速記録 107 頁)

「どうも小委員会の結論がついていない。」(同速記録 107 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、小委員会で結論を付けろと言われたら、もう一回全部初めから終わりまでやっていかなければならない、それなら部会を開くことは止めますかと消極的な意向を述べた。

「それともよめますか。」(同速記録 107 頁)

「つけろといわれたら、もう一回全部初めから終わりまでやっていかなければ・・・。」(同速記録 107 頁)

このことにつき、矢沢委員は、試案の答えを部会で審議したことはないので、本来部会でもう一寸くわしくやって貰ってもいいのではないかと、部会開催に前向きな意見を述べた。

「試案の答えを部会で審議したということがないわけですから、本来部会でもうちょっと詳しくやっても・・・。」(同速記録 107 頁)

しかし、鈴木小委員長は、その場合でも、小委員会では纏まりませんと言うほかないと留保を付けた、

「小委員会ですとまとまったのかといわれたら、まとまりませんというほかないんだな。実際。」（同速記録 108 頁）

田中委員もまた、部会開催に前向きな意見を述べた。

「私はここで部会の意見を聞かれるほうがいいのではないかという気がしますかね。だいたい部会を開かなかつたし・・・。」（同速記録 108 頁）

そして、鈴木小委員長は、部会では、細かいことをやらなくても、フィロソフィーみたいな考え方を聞いてもよいのではないかと付言した。

「こまかいことまでやらなくてもいいんですけれども、どんな考え方を持っておられるのかということも伺わないと発展しないでしょう。たとえば監査役の考え方といってもいいでしょう。あるいは権限をどうするかとか、あるいは費用はどういうふうなものになっていくか、ヒロソフィみたいな考え方を聞いてみてもいいのかもしれないですね。」（同速記録 108 頁）

これに対し、原委員は、部会の意見を聞くことには賛成するが、結論を付けることには反対した。

「意見を聞かれるということならよろしいが、結論をつけることは問題ですね。」（同速記録 108 頁）

鈴木小委員長も、結論まではできない、新しい意見を入れてわれわれの考え方を反省してみるということの前提にしたいと、部会開催の意図を明らかにした。

「そこまではできない。いいかえれば、ここでやっていること、堂々めぐりとい

うか、やりとりだけでちっとも実を結ばない。新しい方の意見を入れて、そしてわれわれも考え方としては反省をしてみるということの前提にしたいといったようなことを考えております。」(同速記録 108 頁)

そこで、原委員は、なるべく今小委員会に入っていない委員の意見を聞いて貰いたいと要望した。

「なるべくいま入っていない委員の御意見を伺う。」(同速記録 108 頁)

それに同調しながらも、鈴木小委員長は、それは小委員会委員の発言を制限する意味ではないと、釘をさした。

「それはしかしこの方は発言してはいけないという意味じゃありません。向こうのいわれたことも理屈に合わなければディスカッションをしていただいているわけですから・・・。」(同速記録 108 頁)

このことにつき、矢沢委員は、修正試案は、民事局が小委員会における審議を通じて自ら修正したものであり、小委員会の結論を出したものではないと、修正試案の性格を説明し、鈴木小委員長もこれを認めた。

矢沢委員「修正試案というのは、民事局が小委員会におけるディスカッションを通じてまた自ら直した。別に小委員会が結論を出しているわけではない・・・。」(同速記録 109 頁)

鈴木小委員長「そうです。」(同速記録 109 頁)

そこで、田中委員は、部会での審議は修正試案を中心とするものになるのではないかと指摘した。

「この次は結局修正案を中心とするあれになるんじゃないですか。」(同速記録 109 頁)

しかし、矢沢委員は、それはディスカッションの材料として提示するものだと補足した。

「ディスカッションの材料として・・・。」（同速記録 109 頁）

このような議論を聞いて、田中委員は、そういう意味でもこういう修正案ができていることを部会員一同に披露して、その意見を聞くということも必要であり、纏まらないところは纏まらないということで、部会にかけた方がいいと、部会開催の意見を述べた。

「そういう意味でもこういう修正案ができていることを部会員一同に御披露して、その意見を聞くということも必要じゃないですか。大体こういう方向できているから、部会でまたもの・・・。」（109 頁）

「法務省の方の御意見もあると思うけれども、部会にかけたほうがいいんじゃないですかね。まとまらないところは、まとまらないということでいいだろうと思いますね。」（同速記録 109 頁）

そこで、鈴木小委員長は、もう一回小委員会に戻ってくると予測しながらも、田中委員の意見のような形で部会を開くこととした。

「私はもう一回小委員会に戻ってくると思っています。」（同速記録 109 頁）

「そういうふういたします。」（同速記録 109 頁）

おわりに

以上のように、法制審議会商法部会小委員会第 14 回会議では、第十二の中間配当と第十三の財産目録及び付属明細書等の問題が順次審議された。

しかし、どちらの問題も、いろいろな意見が出されたものの、小委員会としての結論を纏めるまでには至らなかった。そこで、結局そのままの形で部会に提出して、審議を求める。ただし、小委員会での更なる審議の必要性が出てきたときは、改めて小委員会を開くということを確認し、第一四回会議を終了した。

以上
(明治大学名誉教授)